

懲戒処分の公表について

令和3年8月18日付けで地方公務員法第29条に規定する懲戒処分を行いましたので、次のとおり公表します。

1 被処分者

公立みつぎ総合病院看護部（職種：看護師） 44歳 女性

2 処分の内容

懲戒処分（戒告）

3 処分年月日

令和3年8月18日

4 当該事案の概要及び処分の理由

当該看護師は、令和3年6月9日(水)午前11時25分頃、私用のため府中市栗柄町内道路を自家用軽自動車で行く中、規制速度40km/hのところを70km/hの速度で通行し、30km/hの速度超過で検挙されたものです。

一般道路における著しい速度超過は、故意・悪質性が高く、重大な事故に繋がりがかねない危険極まりない行為です。

また、本市全庁をあげて交通法規遵守・安全に関する取組を進めている最中において、当該行為に至ったことは、当該職員には交通安全意識が大きく欠如していると言わざるを得ず、率先して法令遵守を実践すべき公務員としての自覚を欠き、市職員全体に対する市民の信頼と信用を著しく失墜させるものです。

よって、本件は、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定に該当するものと判断し、懲戒処分を行いました。

なお、処分の量定については、尾道市懲戒処分に関する指針等に基づき、「戒告」が相当であるとしたものです。